

石狩市水道料金の時代に対応した「料金表」へ向けての料金体系の一部見直しについて

1. 前回改定（平成 25 年 4 月）の概要

- ① 地下水を汲み上げて浄水処理をしていましたが、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団から受水する方法に切り替えたため、水の量的不安が解消されました。
- ② 水道料金の平均 16.7%の料金値上げを行いました。
※値上率が高率であったことから、基本水量などの料金体系検討は次期改定時への検討課題となりました。
- ③ 新港地区の大口径（口径 25mm 以上）の使用者の逓増料金制を廃止しました。
※逓増料金制とは：水の使用量が多くなると段階的に立方メートルあたりの従量料金単価が上がる仕組みのことを言います。

2. 時代に対応した「料金表」への移行

現在の水道料金表は、口径 13 mm および 20 mm で逓増料金制となっています。これは日本の経済成長に伴い人口が急増していた時期に、水の需要量が供給量を大きく上回ったことから、水資源を確実に確保する考えのもと日本水道協会が推進する「逓増料金制」を導入したことによるものであり、全国的に行われたものです。

現在は水源切り替えにより水の量的不安が解消されているため、料金体系の一部見直しを行います。

主に家庭用として利用されている口径 13mm および口径 20mm のうち、1 カ月の使用水量が 14 m³以下（口径 13mm で従量料金 198 円/m³、口径 20mm で従量料金 244 円/m³）である世帯の割合は全世帯の 60%弱となっていますが、料金表における「8 m³から 14 m³」の従量料金の枠を「8 m³から 20 m³」へと拡大することで、同一従量料金で使用する世帯の割合が 80%近くとなることが見込まれることで、市民サービスへの拡充が期待できるものと考えております。

3. 今回（令和3年4月から）の「料金表」の一部見直しの内容

【現行料金表】

区分\口径(ミリメートル)		φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
基本料金(1ヶ月あたり)		1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	39,910円	79,940円
従量料金 (1立方メートルにつき)	0から7立方メートルまで	0円	0円	327円		373円			
	8から14立方メートルまで	198円	244円						
	15立方メートル以上	315円	327円						



【一部見直し後料金表】

区分\口径(ミリメートル)		φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
基本料金(1ヶ月あたり)		1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	39,910円	79,940円
従量料金 (1立方メートルにつき)	0から7立方メートルまで	0円	0円	327円		373円			
	8から20立方メートルまで	198円	244円						
	21立方メートル以上	315円	327円						

4. 口径別使用水量別による水道料金の比較

【口径別使用水量別による現行料金表と一部見直し後料金表との料金比較】

	口径13mm			口径20mm		
	現行料金表	一部見直し後 料金表	現行料金表 との差額	現行料金表	一部見直し後 料金表	現行料金表 との差額
10立方メートル	2,114円	2,114円	なし	2,602円	2,602円	なし
15立方メートル	3,221円	3,104円	▲117円	3,905円	3,822円	▲83円
20立方メートル	4,796円	4,094円	▲702円	5,540円	5,042円	▲498円
25立方メートル	6,371円	5,669円	▲702円	7,175円	6,677円	▲498円